

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件 四四
- 漁船損害等補償法第百二十二條第一項の規定による同意を求めるため届出があつた件 四四

告 示

福島県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年九月十六日から令和八年一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更（小売業を行う者の名称の変更 一件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更 十件、小売業を行う者の入店 三件、小売業を行う者の退店 四件）
- 三 届出年月日
令和七年九月五日
- 四 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社

仙台ターミナルビル株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年九月十六日から令和八年一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田西一丁目五十八ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の所在地
（変更前）福島県郡山市八山田第二土地区西整理地内百二十一街区二号ほか
（変更後）福島県郡山市八山田西一丁目五十八ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）中道リース株式会社
代表取締役 関 寛
（変更後）中道リース株式会社
代表取締役 関 崇博
3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（小売業を行う者の名称の変更 一件、小売業を行う者の住所の変更 一件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更 四件）
- 三 届出年月日
令和七年九月五日
- 四 届出をした者
中道リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五條第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二條第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
 いわき市平沼ノ内諏訪原一丁目二番地の八 大平 利子
 同 市平沼ノ内諏訪原一丁目二〇番地の一 大平 政秀
 同 市平沼ノ内諏訪原一丁目二番地の二九 福田 清美
 - 2 加入区の名称
 沼之内加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
 いわき市漁業協同組合
 - 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
 令和七年九月十六日から同月三十日まで
 - 2 縦覧の場所
 いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合
- (水産課)